

ユニバーサルサービス政策委員会(第25回) を踏まえた追加質問へのご回答

2022年3月17日
ソフトバンク株式会社

NTT東日本・西日本から提案のあった当面の補填額算定方法について、どのようにお考えかご教示ください。

NTT東西殿は「導入による効果は加入者回線部分に係るコストに平均的に反映されることになるため、現行の仕組みの下では補填額への影響は限定的」であることを理由に、ワイヤレス固定電話の回線を「当面、補填額算定時の対象回線に含めないこととし、ワイヤレス固定電話の提供状況や加入電話からの移行状況等を踏まえ、一定程度の導入が進んだ段階において、改めて算定方法等の検討を行っていく」方法を主張されている認識です。

この主張が、ワイヤレス固定電話の効率性向上の効果が限定的であり基本料コストの削減に寄与しない(接続料コストへの付け替えを許容しない前提)ことによるものであれば、もともとワイヤレス固定電話の活用が「電話の役務のあまねく提供の確保に支障を生じさせるおそれがある場合等に限り」「需要が極めて限定的であって、メタル回線の更新・再敷設や光化を行おうとした場合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがあるような場合(極めて高コストな地域等)に限る」※ものである以上、そもそも認可がなされるべきではないと考えます。

仮に基本料コストの削減には寄与するものの、初期投資等増分コストの発生または現行の補填額算定の仕組みにより補填額が増加もしくは削減されるにしてもその削減額が効率性向上の効果と比べて限定的(メタル回線の減少により局舎ごとの1回線当たり費用が上振れする、加入者回線部分に係るコストに平均的に反映される等)であるのであれば、「効率性向上の効果を交付金の算定に反映」※するための措置が当然に必要であり、補填額算定方法の変更による補填額の削減、または現行の算定方法を変更しないにせよ、基本料コスト削減額相当の補填額の削減を可能とする何らかの補正措置が必要と考えます。

加入電話サービスの提供における他者設備利用はあくまで「**例外的な措置**」 効率化の効果が不透明であれば導入できない認識

(1) 基本的考え方

電話の役務の提供に当たって、利用者が極端に少ない等の理由により需要が極めて限定的な辺地等、地域会社が役務の提供に係る全ての設備を自ら設置することが極めて不経済となり、かえって「電話の役務のあまねく提供」の確保に支障を生じさせるおそれがある場合等に限り、他者設備の利用を例外的に認めることが適当である。

**「電話の役務のあまねく提供」の確保に
支障を生じさせるおそれがある場合に限り
例外的に認められる措置**

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申（2019年12月17日 情報通信審議会）P.12

ワイヤレス固定電話導入は、**極めて不経済な地域**に限定されるとともに、**効率性向上の効果は交付金の算定に反映する必要がある**

具体的には、需要が極めて限定的であって、メタル回線の更新・再敷設や光化を行おうとした場合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがあるような場合(極めて高コストな地域等)に限ることとし、今後、総務省においてその基準を明確化することが適当である。

こうした制度上の趣旨を踏まえれば、例外的に認められた範囲内において無線等の他者設備を利用して電話サービスを提供する場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要がある。

提供地域は、**需要が限定的**であって、**極めて不経済な場合**に限る

ワイヤレス固定電話の提供による
効率性向上の効果は交付金の算定に反映

KDDIから提案のあった当面の補填額算定方法について、どのようにお考えかご教示ください

NTT東西殿のワイヤレス固定電話について、導入する時期、対象となるエリアや回線数、導入に伴うコスト削減効果等についての具体的な情報がない中で、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果を補填額に反映するには、**KDDI殿ご提案の補填額算定方法は有効な案**と考えます。

また、上記につきましては、ワイヤレス化した局舎および回線数のデータをNTT東西殿よりご教示いただくことで、ワイヤレス固定電話に移行した回線の補填額を、全体の補填額から控除することは可能となる認識です。

なお、仮に**上記の方法で補填額に効率性向上の効果が反映されない場合は改めて検討が必要**と考えます。

ワイヤレス固定電話の導入に係る補填額の算定方法に関して、制度の運用に係るコストを抑制する観点から、お考えがあればご教示ください。

「例外的に認められた範囲内において無線等の他者設備を利用して電話サービスを提供する場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要がある」※と整理されている以上、補填額の算定にあたり効率性向上の効果は適切に反映されるべきであり、ワイヤレス固定電話の導入に伴う効率化効果が相当にあることを前提に、一定の制度の運用(補填額算定)に係るコストの発生は必要なものとしてやむを得ないものと考えます。

一方、補填額削減の効果に比して制度の運用に係るコストが大きいとのことであれば、KDDI殿ご提案の方法の他、質問1への回答のとおり基本料コスト削減額相当の補填額の削減を可能とする何らかの補正措置により、運用に係るコストを抑制しつつ効率性向上の効果を交付金の算定に反映することも有効と考えます。

※電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申（2019年12月17日 情報通信審議会）